

令和7年度 第11回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料①

【その他】

- ・ 代表会からの連絡事項について P.1
- ・ マイナ救急、#7119及び映像通報119について P.29

令和8年2月25日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

協議一ア

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市からの諮問、協議、報告事項について、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第20条の規定により、代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。</p> <p>【参考】 区協議会マニュアル（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章 区協議会への諮問等</p> <p>2 年間スケジュール</p> <p>(1) 代表会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的に地域分科会に付託する案件は前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。 </div>
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	令和8年度中央区協議会で審議する案件のうち、代表会から地域分科会へ付託する案件について、諮るもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

令和8年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

中央区・区振興課

1 概要

- ・ 市からの諮問、協議、報告事項について、代表会で審議するか、各地域分科会（中・東・西・南）へ付託するか調整が必要。
- ・ 定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ定めるもの。

2 審議案件の棲み分けについて

(1) 代表会

中央区域全体に関する事項を議論

A【諮問事項】 公の施設の設置又は廃止など

B【協議事項】 条例や計画のパブリック・コメントなど

（区協議会から説明を求められた場合については、代表会又は地域分科会のいずれか一方となることから、案件ごとに各地域分科会の意見を踏まえ、代表会で最終決定）

C【報告事項】 区政運営方針への提案、報告

D【報告事項】 中央区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など

※必要があると認める事項について、地域分科会へ付託することができる。

(2) 地域分科会へ付託

各地域に関する事項を議論

E 地域課題の議論

（地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題など）

F【諮問事項】 中央区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果

G【協議事項】 地域力向上事業（助成事業）の提案（※）、事後評価

（※）「少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業」を除く

H【報告事項】 地域力向上事業（少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業）の提案

I【報告事項】 地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）の提案

J 代表会からの付託案件

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度区政運営方針の基本方針について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たったの基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>令和8年度の区政運営における基本方針について、中央区代表会及び各地域分科会で協議を行った。</p>
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内 容	<p>中央区代表会及び各地域分科会では、令和8年度も令和7年度区政運営方針の基本方針を継続することについて異議がなかったため、以下のとおり決定したことを報告するもの。</p> <p><令和8年度中央区区政運営方針 基本方針></p> <p>①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり</p> <p>②安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>○今後の主な予定</p> <p>令和8年3月 令和8年度事業を掲載した区政運営方針(案)について分科会で協議</p> <p>令和8年5月 令和8年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告、公表</p>
担当課	中央区区振興課

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5月代表会、10月代表会において、令和7年度に実施するパブコメ案件(6件)の取扱い結果を報告済。</u> ・ 令和7年度の区協議会におけるパブコメに関する運用は次のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>パブコメの運用区分</p> <p>①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。</p> <p>③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方)</p> </div>
対象の区協議会	中央区協議会(中央区代表会)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新たに追加されたパブコメ案件(1件)について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。</u> <p><追加のパブコメ案件の概要></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施担当課：予防課 ・ 件名：浜松市火災予防条例の一部改正(案) </div> <p><スケジュール></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2月代表会： 別紙1「フローチャート」により整理することを決定。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>5月代表会：4月までに各地域分科会で意向確認したパブコメ案件(5件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>10月代表会：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件(1件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>R8.2月代表会：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件(1件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div>
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中央区協議会 パブリック・コメント案件を取扱う会議一覧表

中央区・区振興課

別紙2

《フローチャートによる取扱い区分》

【取扱い項目が全会一致の場合】
指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

- ①最も多い項目を、取扱い項目とする。
- ②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。
 - ・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。
 - ・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。
- ③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会の意向結果				フローチャートによる決定			
		中	東	西	南	中	東	西	南
1	浜松市生涯学習推進大綱(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
2	浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
3	浜松市防災都市づくり計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
4	浜松市土地利用方針(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	資料配付	分科会	分科会	資料配付
6	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	分科会	分科会	分科会	資料配付	分科会	分科会	分科会	資料配付
7	浜松市火災予防条例の一部改正(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付

R7.12追加

- 代表会 …… 代表会で審議
- 分科会 …… 分科会で審議
- 資料配付 …… 説明なし・概要版配付のみ

(東地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

件名	自治会と民間事業者等との災害協定の締結状況について	開催月	令和7年8月
内容	<p>○背景又は取り上げた理由 各自治会等が地元の企業や団体と締結する災害協定は、その締結状況について共有することで委員の関心を高め、好事例の横展開が可能になると考えたため。</p> <p>○内容 1月に開催した東地域分科会の「地域課題」の時間において、下記のとおり地域防災委員会から活動報告及び情報発信があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月16日に開催した第3回地域防災委員会にて、東地域内自治会等が締結している災害協定の内容について、別紙「東地域災害協定一覧（以下、「一覧」）」を作成した。 ・災害協定の締結の事例を紹介することにより、締結に係るハードルが下がると思われる。 		
所管課	東行政センター		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等		回答
	一覧に記載されていない災害協定について情報があれば共有していただきたい。随時一覧を更新していきたい。		(意見)

東地域災害協定一覧

協定の種類	対象（自治会等）	締結先企業・団体	協定内容	協定書の有無	締結日
車両の一時避難場所	笠井新田町 （若草団地一部住民）	静岡県温室農協浜松支所	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	不明	—
	北島町自治会	イオンモール浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	北島町自治会	コストコホールセール	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	北島町自治会	エディオン和田店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	龍光町自治会	鈴与建設㈱浜松支店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	龍光町自治会	鈴与オートテックサービス㈱	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ&スポーツ㈱ メガロス浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	有	令和7年3月7日
	北島町自治会	創価学会浜松平和会館事務所	大規模地震時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和元年5月30日
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ&スポーツ㈱ メガロス浜松市野	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和7年3月7日
	和田町自治会	㈱杏林堂薬局和田店	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和元年12月6日
物資等の援助	植松町自治会	（一社）中部地域づくり協会浜松支所	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	平成27年7月1日
	薬師町自治会	静岡県西部生コンクリート協同組合	災害時の井戸水提供	不明	—
	長上自治会連合会	特定非営利法人サスティナブルネット	災害時の食料提供	不明	—

※一覧に掲載の企業への協力要請は、対象自治会へ確認をした後に行ってください。

※地域防災委員会では個別交渉を行いません。

※協定の詳細については対象の自治会へお問い合わせください。

(西地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

件名	道路沿いの雑草対応について	開催月	令和8年1月
内容	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雄踏地区に限らず、雑草が道路上にはみ出したり、歩道を覆ったりして、車両の走行や歩行の妨げになっている。 ・ 特に道路上まではみ出している雑草を避けようと車両がセンターラインをオーバーし、対向車と追突事故を起こしかねない。 ・ 行政でも手入れしているが、雑草の成長が早く、常時快適な状況にはなっていない。刈り取り後は見通しが良くなり、運転時に安心感が高まる。 <p>○他の委員に聞きたいこと</p> <p>道路上にはみ出した雑草について、駆除活動を実施するなど地域で対応している場合は、その対策等を教えてほしい。</p> <p>○行政からの情報提供</p> <p>別紙のとおり</p> <p>○内容</p> <p>委員同士で情報交換や意見交換などを行った。</p>		
所管課	中央土木整備事務所（西） 等		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 県が管理する道路はどの窓口になるのか。	1 政令指定都市移行後、県が管理する道路は西地域にはない。	
	2 道路にはみ出ている木の所有者に対して、法律に抵触しているという指導はしているか。	2 文書で通知している。	

地域課題（「道路沿いの雑草対応について」）情報提供

1 個人所有の土地における雑草駆除の指導について

市民から雑草駆除の要望があった場合は、現地確認を行った上で、土地の所有者を調査し、土地の所有者に口頭・文書にて対応を依頼している。

なお、除草や越境樹木など土地の適正管理については、次の通り啓発活動を継続的に実施している。

- ・道路へはみ出している草や木の適正管理のお願いを「浜松市公式ホームページ」に掲載している。
- ・除草を含めた農地の適正管理については、農業委員会が、「広報はままつ」や「農業委員会だより」、「浜松市ホームページ」、「いっせい草刈り旬間（年2回）」を通じての啓発活動を実施している。

2 雑草対応の窓口（西地域）

	雑草の生育場所	窓口	問い合わせ先
(1)	浜松市が管理する道路	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(2)	浜松市が管理する河川	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(3)	静岡県が管理する河川	（静岡県）浜松土木事務所	053-458-7261
(4)	国道1号	（国）浜松河川国道事務所	053-466-0111
(5)	農地	農地利用課（農業委員会）	053-457-2481
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129
(6)	空き地など	西行政センター（地域振興）	053-597-1112
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129

浜松市公式LINE「通報サービス いっちょお！」を通じても樹木や雑草に関する通報を受付している。

【参考】令和6年度における「街路樹等」に係る通報件数：237件

3 除草の実施頻度について

(1) 道路及び街路樹帯の除草について

- ・主要道路は、年2回（初夏から秋頃）、委託により実施している。
- ・他路線については、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

(2) 河川の除草について

- ・主要な河川は、年1回（9月頃から）、実施している。
- ・他排水路などは、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

(南地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

件名	地域の高齢化による交通問題について	開催月	令和8年1月
内容	<p>○背景 高齢者の運転免許証返納後は、通院や買い物等の活動すべてが止まってしまうなどの課題がある。</p> <p>○内容 地域の高齢化とともに、交通移動手段の確保が難しい現状を踏まえ、意見交換会を行った。</p>		
所管課	南行政センター		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	<p>不便さを解消するための地域の取り組み（サポート体制）について教えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアサロン等の地域の集まりや近隣で相談し合い、問題を共有する。 ・安定している三輪車を利用する。 ・移動スーパーや宅配サービスを利用する。 ・送迎バスを出す病院があると聞いたことがあるため確認してみると良い。 ・家族の支援があると良い。 ・地域のシニアサロン等で横の繋がりを強くする。 ・車の乗り合いにより、地域行事等へ参加するなど、お互いに協力し合う体制を作る。 ・コミュニティバスや乗り合い運行等があると良い。 ・スクールバスの空き時間を活用した福祉バスの生活支援事業など、他市町村の取り組みを参考にし、地域と浜松市の力を借りて地域の高齢化による交通問題を良くしたい。 	

新武道館整備事業について

1 目的

施設規模及び建設候補地の選定にかかる検討結果について報告するもの。

2 背景

- ・現在の市武道館は昭和52年の供用開始から築49年が経過し、老朽化に加えて吊り天井の脱落対策技術基準への適合を含む大規模改修が必要となっている。
- ・令和6年5月10日の市民文教委員会において、令和5年度に実施した新武道館整備計画の策定状況報告の中で建設候補地及び施設規模等を公表した。
- ・令和7年8月に浜松アリーナリニューアル整備事業が入札不調となったことに伴う整備計画の見直しなどにより、新武道館に求める役割に変化が生じた。

3 整備概要

(1) 事業の位置付け

区分	基本計画	令和7年度検討結果
①役割	プロフィット化する浜松アリーナ利用者の受入施設のひとつ	道の駅整備と併せて篠原地区周辺エリアの賑わい創出
②建設地	雄踏総合公園、可美総合公園、遠州灘海浜公園篠原地区 (ToBi0 北側)	遠州灘海浜公園篠原地区 (ToBi0 北側)
③用途	武道競技のほか、パラスポーツなど多種目が可能な施設 (フロアに支柱設置が必要な競技は不可)	武道競技やパラスポーツ、バスケットボールなど体育館を使用する競技全般に対応可能な施設 (多目的武道館)

(2) 建設地

- ・篠原地区は、県が進める公園整備のほか、道の駅整備が計画されており、新武道館利用者が道の駅を利用するなど相乗効果が期待される。
- ・篠原地区は他の候補地と比較し地盤が良好であり、建設コスト面での優位性がある。

	篠原地区	可美公園	雄踏総合公園
基礎種別 (建築面積約 6000 m ²)	直接基礎 ・トビオ: 地盤改良 H=2m	杭基礎 ・総合センター: 杭H=12m	杭基礎 ・雄踏総体: 杭H=14m
既存解体	なし	あり (工作物、樹木等)	あり (工作物、樹木等)
工期・工事時間制約	通常工期 ・時間制約なし	既存解体→追加工期 ・時間制約あり (公園利用者、近接住宅街等への配慮)	既存解体→追加工期 ・時間制約あり (公園利用者、近接住宅街等への配慮)
工事用地 (現場事務所等)	建設地内で確保可能	公園内又は敷地外で確保 → 要追加費用	公園内又は敷地外で確保 → 要追加費用

(3) 施設規模

剣道や卓球など 1,000 人規模の大型市内大会に対応可能な B 案とする。

- ・ B 案: メインアリーナ 56m×42m (剣道 12 面)、サブアリーナ 35m×35m (剣道 4 面)

4 整備スケジュール

令和 8 年度 基本設計

令和 9 年度～ 実施設計

令和 10 年度～ 造成工事

令和 11 年度～ 建設工事、令和 14 年度供用開始予定

令和6年5月10日

市民文教委員会

スポーツ振興課

新武道館整備基本計画策定業務について

1 経過

- ・ 現武道館は築46年が経過、老朽化や特定天井の改修など法定を含む大規模改修が必要
- ・ 近隣への騒音や駐車場不足、空調設備未設置による熱中症対策などが課題
- ・ 浜松市剣道連盟等の利用団体からも建替えについて要望あり
- ・ 令和5年度、新武道館整備基本計画において、施設規模及び建設地を調査

2 概要

- ・ 新たな武道館は、武道競技のほかパラスポーツなど多種目スポーツが可能な施設を想定
 ※支柱用の床金具等は非設置を想定（卓球、フットサル、新体操、バスケットなど）
- ・ プロチームや興行などプロフィット化を軸とする浜松アリーナ利用者の受入先の一つとしても想定
- ・ 建設地については、既存スポーツ施設の同敷地内又は隣接地等で、必要面積の確保が可能と想定される、雄踏町（雄踏総合公園）、増楽町（可美総合公園）、篠原町（トビオ北側）を候補として整理（敷地面積の確保、公共交通機関の利便性など）

3 整備案について

（1）新武道館について（別紙）

- A案) メインアリーナ 56m×35m（剣道8面）＋ サブアリーナ 35m×35m（剣道4面）
 B案) メインアリーナ 56m×42m（剣道12面）＋ サブアリーナ 35m×35m（剣道4面）
 ※サブアリーナは柔道場（4面）を兼ねる

【施設概要】

項目	A案	B案※
概算工事費	49.9億円	53.5億円
建築面積	5,602㎡	6,064㎡
延床面積	7,294㎡	7,847㎡
観客席数	固定：903席（車いす用：15席） 仮設：1,344席	固定：983席（車いす用：15席） 仮設：1,680席
他競技利用の面数	フットサル1面、ハンドボール1面、 新体操6面、卓球20台、 ボッチャ9面、ゴールボール3面	フットサル2面、ハンドボール2面、 新体操9面、卓球24台、 ボッチャ10面、ゴールボール3面
駐車台数	一般車両335台、大型バス20台、 多目的6台	一般車両310台、大型バス20台、 多目的6台

◎共通：運営経費：9千万円/年間（サーラグリーンアリーナ程度を想定）

◎A案については、ロールバック席を追加した場合：800席の拡大可能（約2.4億円増）

【参考：既存の浜松武道館・静岡県武道館との比較】

	建築面積	延床面積	競技面積	座席数	駐車台数
浜松武道館	1,628.12 m ²	2,056.82 m ²	4面	400席	130台
静岡県武道館	-	12,914.00 m ²	10面	2,440席	105台

※静岡県武道館：競技面積・座席数は、大道場・第一道場・第二道場を合算した数

【参考：市内体育館とのメインアリーナ面積比較】

	浜松アリーナ	▼ B案:2,352 m ²	▼ A案:1,960 m ²	
	浜松アリーナ	サーラグリーンアリーナ	引佐総合体育館	雄踏総合体育館
メイン	65×44m (2,860 m ²)	53×38m (2,014 m ²)	50×35m (1,750 m ²)	33×47m (1,551 m ²)
サブ	40×34m (1,360 m ²)	31×27m (837 m ²)	55×22m (1,210 m ²)	17×24m (408 m ²)
観客席	3,544席 (ロールバック1,056席)	1,060席	570席	464席

(2) 候補地について

【必要面積の整理】

① 新武道館の建築用地面積（約 50,000 m²）

→算定した新武道館の建築面積約 6,000 m²に対し、3 候補地がいずれも都市計画公園で建蔽率 12%と指定されていることから建築用地として必要な敷地面積は最低約 50,000 m²で設定

② 新武道館に必要な最大駐車場面積（約 13,400 m²）

→各団体の大会時の利用を最大（ピーク）と想定した場合に必要な駐車場面積を約 13,400 m²で設定

合計 63,400 m²

【条件の整理】 ※調査結果を基にスポーツ振興課で整理

判定項目		雄踏町（雄踏総合公園）	増楽町（可美総合公園）	篠原町（トビオ北側）
用地の確保		公園内の既存施設の廃止及び用途変更等による確保が必要	公園内の既存施設の廃止及び用途変更等による確保が必要	事業認可の変更等により確保可能
建築面積の確保		残建築面積は約 19,000 m ² であり、確保可能	残建築面積は約 7,000 m ² であり、確保可能	建蔽率の見直し等により確保が必要
公共交通機関の 利便性	最寄り駅	JR 舞阪駅から車*で約 6 分の移動時間	JR 高塚駅から車*で約 3 分の移動時間	JR 高塚駅から車*で約 5 分の移動時間
	最寄りバス停留所	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日 0.58、休日 0.60	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日 0.67、休日 0.53	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日、休日とも同一ダイヤで 0.48

* 自動車移動距離（郊外）：約 420mと想定

4 今後の進め方（令和 6 年度）

- ・令和 5 年度基本構想に基づき、発注支援業務の中で規模や建設地などを最終検討
- ・浜松アリーナ、他の体育館改修などによる休館期間等を勘案、大会を含む利用者への影響が最小限となるようスケジュールを調整

〔A案：メインアリーナ8面+サブアリーナ4面〕

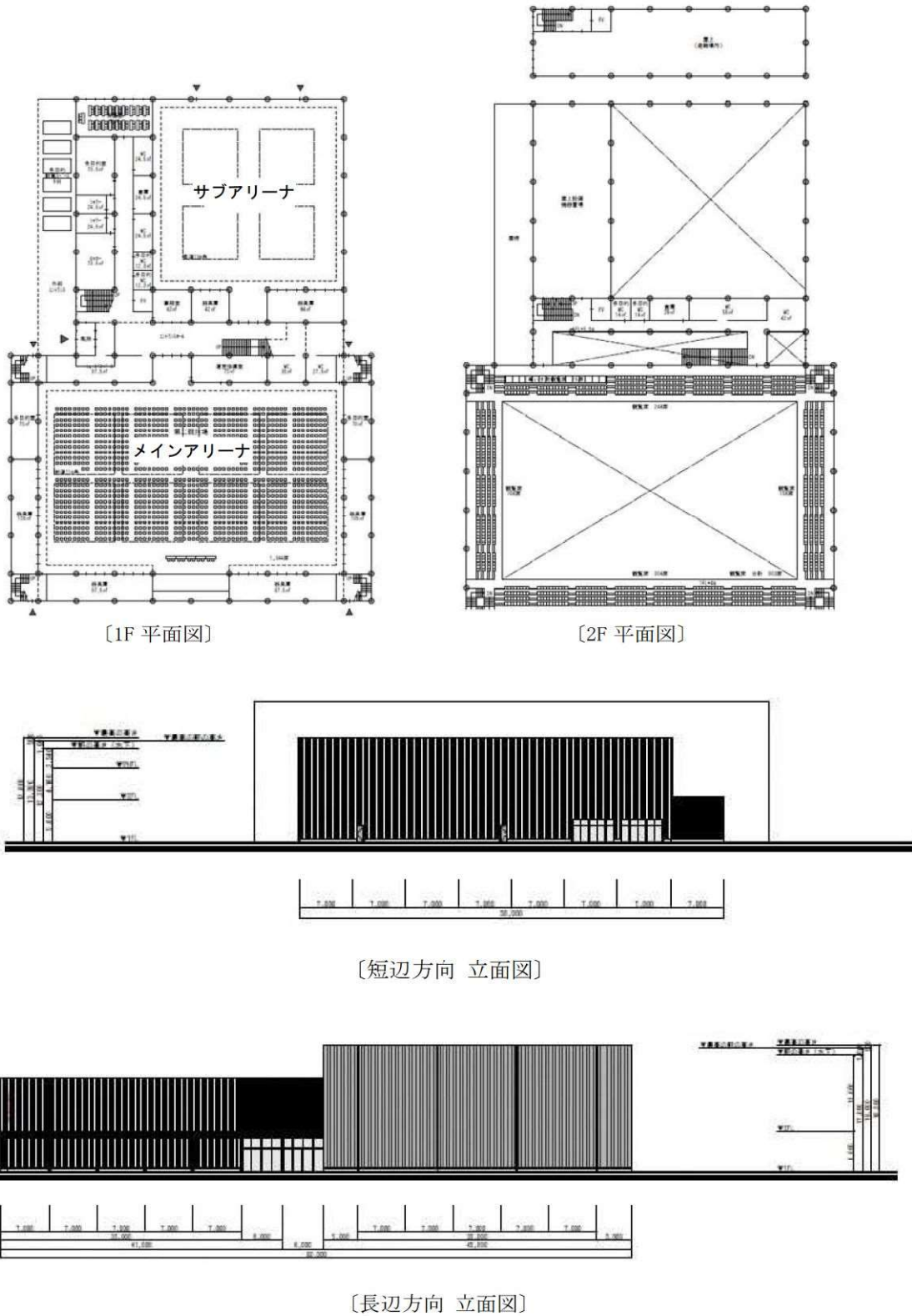
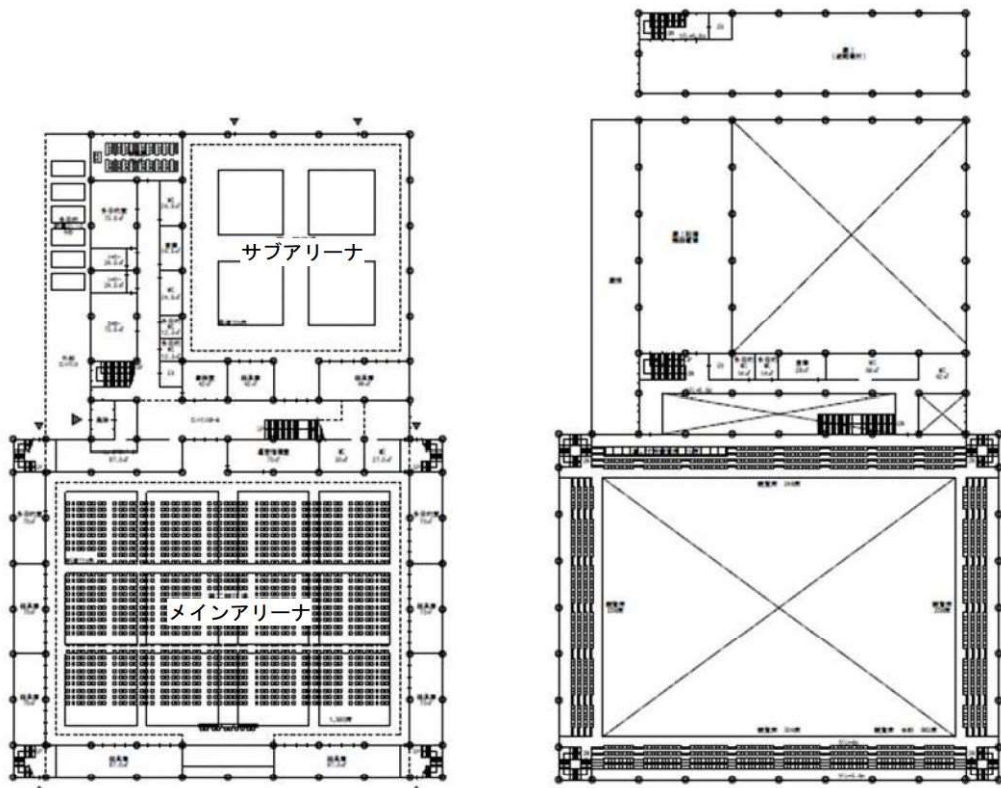


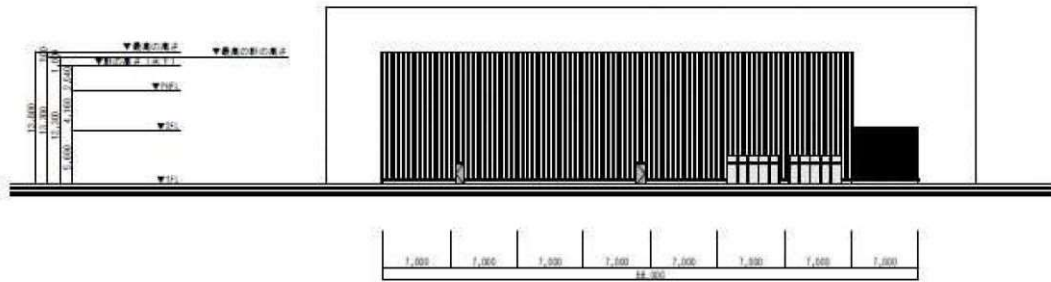
図1 モデルプラン (A案)

〔B案：メインアリーナ 12面+サブアリーナ 4面〕

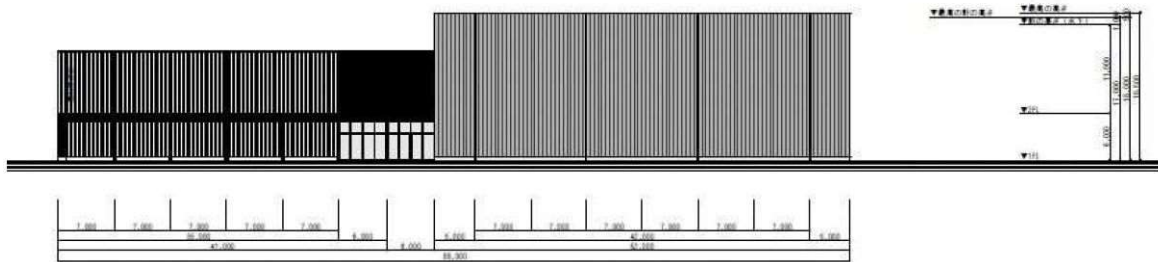


〔1F 平面図〕

〔2F 平面図〕



〔短辺方向 立面図〕



〔長辺方向 立面図〕

図2 モデルプラン (B案)



[イメージパース]

図3 モデルプラン（B案）

※モデルプラン（A案）は、B案より長辺方向のスパンが短くなるが、外観イメージは大きく変わらない。

マイナ救急について

浜松市消防局では、皆さまをより円滑に医療機関へ搬送するため、マイナ保険証により過去の受診歴や薬剤情報などを把握して救急業務に活用※します。

※原則、傷病者からの同意を取得して情報を把握します。

マイナ保険証を活用するメリット



を救急隊へ正確に伝達可能



- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備



マイナ救急の概要

マイナ救急とは？

(以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。)



YouTube (二次元コード)



X (二次元コード)

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
皆さんご自身の命を守るためにも、

マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

浜松市中消防署

☎ 475-7561

※救急隊が取得する個人情報は、救急業務に関する目的に限り利用します。

「映すだけ。」 あなたの行動が 助けになる。

スマホで現場の「今」を伝える

「映像通報 119」

映像通報 119とは？

- ① 通報後、消防から
映像送信の案内が届きます。
- ② 案内に従って、
スマホのカメラを向けるだけ。
- ③ 映像と位置情報で、
より確実な支援につながります。



詳しくは、こちらのQR

浜松市消防局 情報指令課

TEL : 053-475-7551

FAX : 050-3537-9053

《活用状況》

- ・令和6年度実績 51 件（救助 36、救急 11、火災 3、その他 1）

《奏功事例 1》

・「山間道路でトラックが横転し怪我人が発生した」という通報内容

- ①トラックが横転、道路が塞がれ通り抜けができない状況を、映像で確認できた。
- ②傷病者を迅速に搬送するため、既に現場へ向かっている救急車の進入ルートでは現場に到着できないことが確認できた。
- ③映像情報をもとに、反対側から進入できる救急車を速やかに増隊出動させた。
- ④救急車は、最短のルートで現場到着し、傷病者を収容、病院へ搬送することができた。

《奏功事例 2》

・「プールで溺れ、意識・呼吸が分からない」という通報内容

- ①プールサイドに倒れている傷病者の状況を映像で確認できた。
- ②映像を見ながら、心臓マッサージの圧迫位置やテンポを案内。
(※消防指令センターから応急手当の手順等の動画を送ることもできます。)
- ③さらに、AEDの手配と装着方法についても案内する。
- ④その後、救急隊の到着まで心肺蘇生法の継続をお願いした。
(※この傷病者は、救急隊到着前に呼吸が回復しました。
さらに、病院にて入院治療の後に、社会復帰に繋げることができました。)

《通信料について》

- ・119番通報は無料ですが、映像通報119の利用時には通信料を、通報者様にご負担していただくこととなります。
- ・一般的な契約プランでは、1分間の利用で約2円の通信料がかかります。

《事前の利用登録は必要ですか》

- ・事前の登録は必要ありません。

《どのような携帯電話でも利用可能ですか》

- ・ほとんどのスマートフォンで利用可能ですが、閲覧機能の利用条件により、利用できない可能性もあります。